

## 第4章 計画の推進

### 1 施策の体系

本市では第1次村上市総合計画において、まちづくりの基本目標として「支え合い安心して暮らせる思いやりのまちづくり」の実現をめざしています。その中で、保健・医療の充実を図るために、総合的な健康づくりの推進を掲げています。

また、健康増進計画「健康むらかみ21」においても、健康づくりの基本を7つの分野にわけ、そのひとつに「休養とこころの健康」として取り組みを規定しています。基本目標は、市で制定した条例から「村上市民が命の大切さを認識し、互いにこころの絆を深めながら自殺を防ぐ村上市を目指します。」とします。

基本目標

村上市民が命の大切さを認識し、互いにこころの絆を深めながら自殺を防ぐ村上市を目指します。

基本方針

(1) 自殺予防に関する普及啓発の推進



事業内容

- ① 市民への普及啓発の推進
- ② 情操教育等の充実

(2) 相談窓口の周知及び充実



- ① 地域における相談・支援体制の充実
- ② 家族等の身近な人の見守りに対する支援
- ③ 早期対応の役割を果たす人材の養成

(3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療



- ① 心の健康づくりの推進体制の整備
- ② 適切な医療を受けるための支援

(4) 自殺予防を目的とした関係機関とのネットワークづくり



- ① 関係機関とのネットワークづくり

## 2 具体的な取り組み

### (1) 自殺予防に関する普及啓発の推進

市民が自殺を考えている人に気づき、適切な関わりや相談・専門機関等に繋ぎ、見守っていくことができるよう、多方面にわたる場面・活動において自殺防止に関する啓発を行います。また、職場、地域、学校での自殺の原因となるさまざまなストレスに対し、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等、心の健康の保持増進のための体制整備を推進します。

特に、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及していきます。

また、人口動態統計や「地域における自殺の基礎資料」等の統計データ等を活用するとともに、市独自の自殺に関する実態調査等を行うことで、本市における自殺の実態を明らかにしていきます。

#### ①市民への普及啓発の推進

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	市民に向けて、精神保健福祉やうつ予防等についての正しい理解の促進を図るため、各事業を実施する際や関係機関窓口パンフレットやポスター等を掲示・設置し、情報提供と啓発を行います。			
	ア 相談窓口の紹介・周知	保健医療課	随時	継続
	イ こころの健康づくり講座の開催（支援センターはまなす委託事業）	福祉課	1回／年	1回／年
	ウ 各老人クラブによる友愛活動で、高齢者世帯への声掛け・簡単な支援	介護高齢課	随時	継続
	エ 地域の茶の間への出前講座	保健医療課	16回／年	16～20回／年
	オ 自殺予防に関する知識や技術を習得するための、市民向け研修会		1回／年	1回／年
	カ 事業所や商工会に出前講座の利用やパンフレットの配布		—	H27
キ 救急法出向時、自殺予防パンフレットの配布や自殺予防についての講話の実施	消防本部	—	H27	
2	自殺の防止や精神保健福祉等に関する市民の理解を深めるため、自殺対策推進月間（9月）、			

自殺対策強化月間（3月）に重点的に普及啓発活動を行います。				
ア	市報やホームページへ関連記事の掲載、告知端末を利用した呼びかけ	保健医療課 政策推進課	9・3月 実施	9・3月 継続
イ	街頭キャンペーン等で啓発グッズの配布	保健医療課	随時	継続
ウ	9月の自殺対策推進月間等にあわせた講演会の開催		1回／年	1回／年
エ	ポスター掲示 (庁舎・公共交通機関・薬局・理髪店・美容院・寺院・企業等)		一部実施	継続
オ	自殺予防週間（9月10日～16日）には、市役所職員等が自殺予防の胸リボンをつける		—	H27
カ	まごころキーホルダーやステッカー等自殺予防グッズを作成し、自殺予防週間に来庁した市民等に配布		—	H27
キ	市民に対して健康標語（自殺予防）を募集する		—	H27
ク	自殺予防フォーラムの開催		—	H27
3	うつ病予防、精神保健福祉等について正しい理解の促進を図るため、メンタルヘルスや自殺予防関連の図書展示を行います。		生涯学習課	随時
4	相談窓口が掲載された「こころの支えマップ」「ちゃんと眠れていますか？カード」を配置して周知を行います。（コンビニ・ATM・庁舎・公共交通機関・薬局・理髪店・美容院・寺院・企業等）	保健医療課	随時	継続
5	人口動態統計による死亡票を活用して、自殺者の特徴や傾向を分析し、自殺の実態を把握します。	保健医療課	随時	継続
6	庁内関係課や関係機関が保有している自殺対策に関する資料を収集します。	保健医療課	随時	継続
7	関係機関と連携して、市の自殺未遂者の実態を把握します。	保健医療課 消防本部	—	H27
8	庁内関係課や関係機関には調査結果や統計資料等、自殺者の実態について情報を提供します。	保健医療課	随時	継続
9	市民へあらゆる機会を通じ、自殺対策に関する資料等の情報を提供します。	保健医療課	随時	継続

## ②情操教育等の充実

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	各世代に、講座や教室などの学習の場や居場所、生きがいづくりの場、機会を提供し仲間づくり等を支援します。	生涯学習課 各公民館	随時	継続
2	各小中学校では、道徳の授業を中心として、学校の教育活動全体を通じていのちの大切さを伝えます。	学校教育課	随時	継続
3	中学3年生に対して、リーフレットの配布や育成相談の周知を行います。	青少年健全育成センター	随時	継続

## (2) 相談窓口の周知及び充実

さまざまな要因により自殺の危険性が高まっている人を早期に発見し、適切な支援につなげるための相談・支援体制の充実をはじめ、社会全体の取り組みを通じて自殺予防を図ります。

保健福祉、教育、相談業務等による自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を行うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう、自殺防止に関する人材の養成を図ります。

### ①地域における相談・支援体制の充実

取り組み内容		担当課	現状	計画	
1	<b>【障がい者に関する相談・支援体制】</b> 障がい者の相談に適切な支援をするとともに、専門機関と連携して対応します。	福祉課	随時	継続	
2	<b>【生活困窮者に関する相談・支援体制】</b> 生活困窮者に対する相談に応じたり、生活保護世帯へ訪問し、生活状況や健康状態を確認し助言等を行います。	福祉課	随時	継続	
3	<b>【市民からの要望や苦情等に関する相談・支援体制】</b> 市民相談で日常の心配事や、困りごと等の相談を受けた場合、庁内窓口の紹介、必要に応じ県弁護士会の法律相談所を紹介します。				
	ア	行政相談	市民課	36回/年	36回/年
	イ	無料弁護士相談 県弁護士会村上相談所	新潟県弁護士会	随時	継続

	ウ	しんきん無料法律相談	村上信用金庫	12回/年	12回/年
	エ	無料法律相談	村上商工会議 所	6回/年	6回/年
	オ	心配ごと相談	社会福祉協議 会	48回/年	48回/年
	カ	司法書士による無料法律相談	司法書士会村 上地区事務局	5回/年	5回/年
4	<p><b>【乳幼児に関する相談・支援】</b>            養育者等からしつけや発育発達等の育児の悩み、児童虐待等に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。また、必要に応じて関係機関と連携した対応を行います。</p>				
	ア	母子保健に関する健診や相談事業	保健医療課	随時	継続
	イ	保育園や子育て支援センターでの相談事業	福祉課 保健医療課	随時	継続
	ウ	ことばとこころの相談室での相談	学校教育課	随時	継続
	エ	こころとからだの健康相談	保健医療課	12回/年	12回/年
	オ	家庭児童相談室の相談・訪問	福祉課	随時	継続
5	<p><b>【児童生徒に関する相談・支援体制】</b>            児童生徒や養育者等から転校や就学援助、いじめ等に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。</p>				
	ア	支援が必要な児童生徒と面談して助言、指導を行っています。個別に配慮を要する児童生徒に対して校内体制を整え、全職員で対応します。	学校教育課	随時	継続
	イ	スクールカウンセラーによる相談会の実施			
	ウ	小中学校と情報を共有しながら、児童生徒の支援を行います。	学校教育課 保健医療課		
6	<p><b>【若者等の自立支援に向けた相談】</b>            若者等が自立するための支援を行います。</p>				
	ア	0～39歳までの相談窓口を設置し、相談、支援を行います。	青少年健全育 成センター	随時	継続
	イ	子ども・若者育成相談ダイヤルを開設し、相談に応じます。			

	ウ	下越地域若者サポートステーション村上常設サテライトで若者を対象にし就労相談を実施します。	商工観光課	随時	継続
	エ	ハローワーク等で就労相談に応じます。			
7		【労働に関する相談・支援体制】 雇用、労働、労務管理に関する問題や悩み等を抱えた市民の相談を、関係機関と連携しながら対応し、必要な情報提供や支援を行います。	商工観光課	随時	継続
8		【人権に関する相談】 人権に関する相談は、その内容により生活人権室で対応または人権擁護委員や関係機関（法務局）等につなげています。	市民課	14回／年 （村上） 3回／年 （他支所）	14回／年 （村上） 3回／年 （他支所）
9		【自殺未遂者に対する相談】 本人からの相談に応じます。	保健医療課	随時	継続
10		【自死遺族に向けた相談】 こころとからだの健康相談や随時相談により遺族からの相談に応じ、情報提供や助言、支援を行います。	保健医療課	12回／年	12回／年
11		【多重債務者に向けた相談】 消費生活センターでの、多重債務等の相談に応じ、多重債務を解決するために必要な情報や助言、支援を行います。相談内容に応じて、県弁護士会の法律相談所を紹介し、無料の相談チケットを発行します。			
	ア	村上市消費生活センター	市民課	随時	継続
	イ	多重債務相談無料電話ガイド	新潟県弁護士会		
	ウ	多重債務ホットライン	新潟県司法書士会		
	エ	多重債務相談窓口	関東財務局新潟財務事務局		
	オ	民事法律扶助による法律相談	法テラス		
	カ	多重債務相談	新潟県消費生活センター		

	キ	多重債務相談	日本クレジットカウンセリング協会		
12	【高齢者に関する相談・支援体制】 高齢者及びその関係者から介護保険制度や高齢者福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携した対応を行います。				
	ア	街中お年寄り愛所（市内 63 事業所）のような簡易な相談支援ができる場所の設置をすすめます。	介護高齢課	随時	継続
	イ	包括支援センターでの総合相談事業を実施し、[うつ・閉じこもり]等の相談に応じます。			
	ウ	民生委員・区長、ケアマネージャー等と連携しながら、保健師等が支援を行います。	商工観光課	随時	継続
	エ	介護者の負担を軽減するための必要な情報提供や支援を行います。			
13		市独自のまごころ相談ダイヤルの開設	保健医療課	—	*

\*類似する相談ダイヤルの内容をふまえ、より効果的な手段等を検討の上、時期を決定する

## ②家族等の身近な人の見守りに対する支援

取り組み内容		担当課	現状	計画
救急車内にいのちとこころの支援センターからのパンフレットを積載しており、自殺未遂関係者に配布します。		消防本部	随時	継続

## ③早期対応の役割を果たす人材の養成

### 【地域の人材を対象とした研修の実施】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	自殺の危険性の高い市民に接する機会がある保健・福祉関係者、消防本部、薬剤師等医療関係者、民生委員・児童委員等に、自殺予防に関する知識や技術を習	保健医療課	1回/年	1~2回/年

	得するための研修会を実施します。(ゲートキーパー研修)			
2	相談にあたる公的機関や民間団体等の職員を対象に、有効な支援を行うために、現場実務者研修会を開催します。	青少年健全育成センター	4回/年	4回/年
3	中高生、専門学生を対象に自殺予防の研修会を開催します。(自殺予防フォーラムと一緒に実施)	保健医療課	—	1回/年

### (3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療

心の健康づくりを推進していくために、市民に対して講演会や健康教育を通じて周知していきます。うつ病等、自殺の危険性の高い市民の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取り組みを行い、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう努めます。

#### ①心の健康づくりの推進体制の整備

##### 【地 域】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	人権・男女共同をテーマにした講演会や講座を実施します。	生涯学習課	随時	継続
2	地域におけるうつについての理解をすすめるために、各地区において「うつ病の理解と予防」などの講演会や健康教育を開催します。	保健医療課	16回/年	16~20回/年

##### 【学 校】

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	各学校で道徳の授業や学校の教育活動全体を通じて、命の尊さについて指導するとともに、学校での取り組みについても便りなどを通じて家族や地域に伝えていきます。	学校教育課	随時	継続



## 【職 場】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	職域への対策として「うつ病の理解と予防」や「心の健康づくり」についての講演会を実施します。	保健医療課	2回/年	5回/年

## ②適切な医療を受けるための支援

### 【うつ状態等のスクリーニングの実施】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	窓口等で、65歳以上の市民に介護予防のための基本チェックリストによるアンケートを実施し、「うつ・閉じこもり」の項目該当者に対し、介護予防事業への参加を促します。	介護高齢課	随時	継続
2	30～64歳の特定健診受診者にうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問により状況を把握し支援します。	保健医療課	全地区 実施	継続
3	産後うつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問指導等を行います。	保健医療課	全産婦 実施	継続

### 【自殺の危険性が高い人への緊急対応】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	過量服薬や自傷行為などの自殺企図を行い、119番通報があった市民を適切な医療へと繋ぐために、救急当番病院や精神科病院等へと搬送します。	消防本部	随時	継続

### 【精神疾患に対する対策の推進】

取り組み内容		担当課	現状	計画
1	早期に精神科医療につなぐために、精神疾患を有する（と疑われる）市民に向けて面接相談や訪問指導を行います。	保健医療課	741件	継続

#### (4) 自殺予防を目的とした関係機関とのネットワークづくり

自殺の防止等に取り組む民間団体や庁内関係課との連携を強化します。

##### ①関係機関とのネットワークづくり

	取り組み内容	担当課	現状	計画
1	「新潟いのちの電話」と共催で講演会などの事業を行います。	保健医療課	1回/年	1回/年
2	自殺の危険性がある市民を適切に支援できる体制を作るために、民生委員児童委員協議会との情報共有や連携を進めます。	保健医療課 福祉課	随時	継続
3	精神疾患を有する市民やその家族等の支援を行うために、家族会と連携し対応します。	福祉課	随時	継続
4	児童虐待や要保護児童、特定妊婦等の支援について、保健師、家庭相談員、児童相談所等と連携して、情報を共有しながら対応します。	福祉課	随時	継続
5	ひきこもりに関する支援は、青少年健全育成センター職員や保健師等、関係者と連携して、情報を共有しながら対応します。	生涯学習課 保健医療課	随時	継続
6	「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」等を通じて、民間団体及び関係各課で共通認識を持ち、自殺予防のための取り組みを行います。	民間団体及び 庁内関係課	—	1回/年
7	県と連携しながら、自殺予防対策推進宣言団体（いのちとこころの応援団）の普及と事業登録団体の普及啓発します。	保健医療課 村上保健所	—	H27
8	市は、必要時後援となり、関係団体の活動を支援します。	保健医療課	随時	継続